

第47号議案

春日市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和2年6月11日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

地方税法(昭和25年法律第226号)の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための特例に関し、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市都市計画税条例の一部を改正する条例

第1条 春日市都市計画税条例(昭和60年条例第9号)の一部を次のように改正する。

附則第16条中「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に改め、「第15条の3まで」の次に「若しくは第61条」を加える。

第2条 春日市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第16条中「第61条」を「第63条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。